

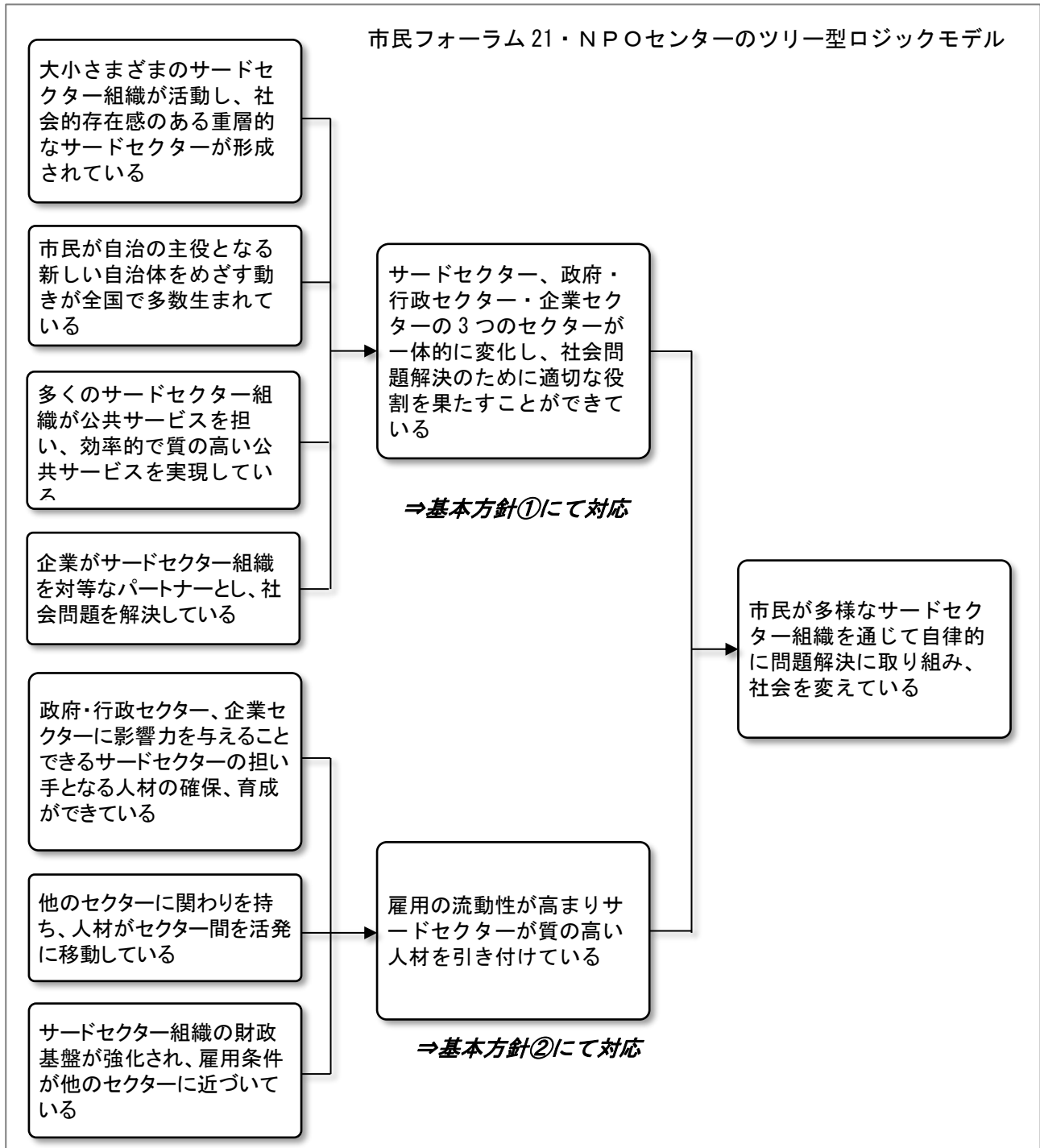
第20期 事業報告

期間 2017年8月1日～2018年7月31日

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター

1. 第20期の活動の基本方針

市民フォーラムのビジョン「市民が多様なサードセクター組織を通じて自律的に問題解決に取り組み、社会を変えている」の実現に向けて、下記のツリー型ロジックモデルを描きました。この仮説に基づき、2つの基本方針にて事業展開をしました。



基本方針①

「3つのセクターの一体的な変化を加速させる」

1998年特定非営利活動法人法が施行され20年が経過し、特定非営利活動法人の数は51,774(平成30年6月末)、ここ数年増加率は低い状態です。一般社団法人500,010、一般財団法人7,026は特定非営利活動法人数を超え急増しています。公益社団法人4,163、公益財団法人5,384(平成30年8月国税局法人番号公表サイトより)となっています。2013年までに99%にあたる9050法人が、特例民法法人からの移行を完了しています。新規は497人と推測されます。

公益法人制度改革、社会福祉法の改正、社会的企業への注目などを経て、政府・行政セクター、企業セクターと並び、公益的な活動を行うサードセクターへの期待が高まっています。

サードセクター組織の力量拡大

政府・行政セクター、企業セクターに影響力をもつためには、サードセクターの力強い存在感が必要です。しかし、サードセクターは各法人形態により分断され、サードセクターとしての一体感としては、いまだ乏しい状況です。

しかし、近年の東日本大震災、熊本地震、西日本集中豪雨、北海道地震など相次ぐ自然災害においては、その社会問題を解決するために特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人などサードセクター組織の経営が選択されるようになり、一定の規模で解決を担っているのではないのでしょうか。

サードセクター組織の力量拡大に関しては、行政経営へのサードセクター組織の参加、住民自治の基本である、住民自治協議会などの自律的な経営、大小さまざまなNPOが重層的に活動ができるような、組織の経営の特徴に合わせた支援を行いました。

また、近年ソーシャルインパクト評価の必要性が提唱されています。市民フォーラムでは、2005年より、ツリー型ロジック・モデル・シートを活用し、コンサルティングを行ってきています。ツリー型ロジック・モデル・シートは、日本版セオリー・オブ・チェンジです。評価のためだけでなく、ビジョン達成のために魅力ある事業を企画立案し、実行し、評価、改善していくというマネジメントサイクルに関連付けて活用することで、ビジョン達成のための経営に使います。

サードセクター組織の政府・行政セクター、企業セクターへの影響力

また、サードセクターと政治・行政セクターや市場セクターの間にどのような相互作用が働いているのでしょうか。相次ぐ自然災害、日本は災害救助法においては、都道府県知事や知事の委任のもとに市町村長が救助を実施することになっています。特に政治・行政セクターとの連携・協力を注目する必要があります。サードセクター組織と政府・行政セクター、企業セクターとの一体的な変化を加速させるための連携・協力のありかたが重要です。

基本方針②

「セクター間の人材流動を高め、サードセクターの人材の質を高める」

サードセクター組織がなぜ力量拡大できないのでしょうか。それはお金がない、行政との関係がうまくいかない、関連機関との連携がとれないという課題だけでなく、核心の課題は人材問題です。NPOへの期待は高まるも、その成果がだせない状況において、社会課題は多様化複雑化、深化してきています。

法人20期はインターンシップなどセクターを超えた交流とこども分野の人材養成を重点的に行いました。

2. 特定非営利活動に関する事項

基本方針①「3つのセクターの一体的な変化を加速させる」

「サードセクター組織の力量拡大とサードセクターの形成」

狭い意味でのNPO（特定非営利活動法人や任意団体）だけではなく、非営利型の一般社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人などの設立支援や経営改善のコンサルティングを行いました。

経済的価値と社会的価値を創出できるような経営をめざすサードセクター組織への支援を行いました。

住民自治組織に対する支援としては、香川県三豊市のまちづくり推進隊に対する経営コンサルティングを行いました。

【事業の方向】

- ・ 非営利型の一般社団・財団法人は所轄庁がなく、相談する場所や支援がほとんどありません。一般社団・財団法人が公益的事業等を実施し、成長していけるように支援しました。
- ・ 東北や熊本の被災地にて地域課題解決と地域経済活性化のために活動するサードセクター組織の支援を行いました。

| ■NPO個別コンサルティング | |
|----------------|---|
| 目的 | 地域課題の解決に取り組む事業型NPOを育成することを目的として、経営支援を行う。 |
| 内容 | NPO支援のための専門知識を持ったコンサルタントが、原則、団体の事務所や活動拠点を訪問し、コンサルティング等を行いました。 |
| 対象 | NPO |
| 直接結果 | 経営コンサルティング：10団体 |

| ■ウェブサイト等による情報発信 | |
|-----------------|--|
| 目的 | 当団体ホームページ等を運用し、ミッションや事業の方向性、具体的な活動やその報告などの情報を広く発信する。 |
| 内容 | トップページ「新着情報」にて、随時、最新の情報発信を行いました。また、Facebook やメールマガジン等を活用し、セミナーや支援した団体・起業家等の紹介を行いました。 |
| 直接結果 | 更新頻度 1 回 / 2 か月 |

| NPOプラザなごやの運営 | |
|--------------|--------------------------|
| 目的 | NPOプラザなごやを活動拠点として提供する。 |
| 内容 | 会議室や活動スペースの提供を行いました。 |
| 対象 | NPO、市民など |
| 直接結果 | 会議室の利用：5 回、活動スペース提供：2 団体 |

| ■書籍販売・出版事業 | |
|------------|--|
| 目的 | 当団体で行った活動の成果を書籍として編集・出版したもの、代表理事が出版したものなど、NPOや自治体改革、地域自治等に関する知識・ノウハウを広く提供する。 |
| 内容 | セミナー等の機会を利用し、既存本の販売促進を行いました。また、当団体ホームページにて販売書籍案内を行いました。参考図書として、NPO支援センター、NPO担当課、会員、関係者に配布しました。 |
| 直接結果 | 書籍販売数：200冊、書籍配布数：20冊 |

| ■講師派遣・委員派遣 | |
|------------|--|
| 目的 | NPO、行政、企業へ出向き、NPOを取り巻く社会や制度、行政経営、住民自治などの知見を広めるとともに、当団体のビジョンや基本スタンスを示していく。 |
| 内容 | NPOの基礎理解、NPOの経営、住民自治、行政経営などのテーマで講師を派遣しました。総合戦略策定委員、総合計画審議委員会、市民活動センター運営委員、避難所マニュアル作成委員等を務めました。 |
| 直接結果 | 講師派遣：5 回 委員派遣：3 件 |

「自治体改革」

市民が主体的に参画し、行政経営が推進されるように支援します。

【事業の方向】

- 自治体において行政経営が可能となり、行政経営の各段階（P－D－C－A）へ主権者である市民が参加できる協働型マネジメントサイクルの仕組みの構築支援を行いました。

| ■成果指標現状値調査 | |
|------------|---|
| 目的 | 総合計画において設定してある成果指標について現状値調査を行い、評価改善を行う。 |
| 内容 | 設定した成果指標に関し、現状値調査を行いました。 |
| 対象 | 行政職員、市民など |
| 直接結果 | 実施自治体：1自治体 |

「公共サービス改革」

サードセクター組織が公共サービスの担い手として位置づけられ、サードセクター組織が効率的で質の高い公共サービスを提供し、さらにより良い公共サービスへと改革し、自らも成長していくことができるよう、サードセクター組織の力量形成と行政システム改革に取り組みました。

【事業の方向】

- 政府・行政に対して、サードセクター組織を公共サービスの担い手として明確に位置づけるように提案しました。
- サードセクター組織の実態を把握し、その力量が拡大できるような提言につなげました。

| ■委員派遣 | |
|-------|-------------------------------|
| 目的 | 政府・行政に対して、公共サービス改革について政策提言する。 |
| 内容 | 政府・行政が設置する委員会等へ委員を派遣しました。 |
| 直接結果 | 派遣する委員会：3件 |

「企業のCSRの推進」

企業のCSRでの取組分野の多くは、サードセクター組織が解決しようとする社会課題と重なり合っています。サードセクター組織が企業とともに新たな社会課題解決に取り組むことができるように支援しました。

【事業の方向】

- ・ 東日本大震災のあと、被災地で起業したサードセクター組織と企業とのマッチングを行い、東北の被災者支援を行いました。

| ■東日本大震災復興NPO支援 | |
|----------------|--|
| 目的 | 東日本大震災からの復興をめざし、被災者を支援する被災地のNPOの活動を支援する。 |
| 内容 | 民間企業と協働して、被災地の仮設住宅に「あったか切符」を配布し、被災地のNPOが被災者の支援を行う支援を行った。 |
| 対象 | 被災地の復興起業家、市民、民間企業 |
| 目標 | 寄付総額：1,000,000円 |

基本方針②「セクター間の人材流動を高め、サードセクターの人材の質を高める」

「人材育成」

サードセクター組織で働く人材や起業する人材の発掘と育成を行いました。特に女性や企業などの退職者がスキルや経験を活かして、サードセクター組織で働くための育成プログラムを実施しました。

【事業の方向】

- ・ サードセクター組織の戦力となる人材として、子育て分野で活動する人材養成を行いました。

| ■病児・病後児預かり人材養成事業 | |
|------------------|--|
| 目的 | 子どもにとって、親にとって、地域にとって、安心な病児・病後児保育の仕組み構築を目指す。子育て分野のNPO等で活動する人材養成を行う。 |
| 内容 | 愛知県、病児・病後児預かりに関するセミナーを実施しました。 |
| 対象 | 子育て中の家庭、NPO、医療機関、教育機関、企業、行政など |
| 目標 | 講習会参加者：46名 |

| ■子育て支援員研修 | |
|-----------|---|
| 目的 | 平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域の子育て支援を担う人材の確保と質の向上を目指す。 |
| 内容 | 豊明市、岡崎市、知立市で子育て支援員の研修を実施しました。 |

| | |
|----|------------|
| 対象 | 市民 |
| 目標 | 講習会参加者：89名 |

| ■放課後児童支援員認定資格研修 | |
|-----------------|--|
| 目的 | 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識し、有資格者となるための認定資格研修を実施した。 |
| 内容 | 愛知県内11会場において、研修を実施しました。 |
| 対象 | 市民 |
| 目標 | 講習会参加者：1250名 |

「交流事業」

サードセクター組織の成長のカギとなるのが「人材」です。人的交流事業を行いました。

【事業の方向性】

- ・ サードセクター組織への関心を高めるために、インターンシップや大人の武者修行の受け入れを行いました。
- ・ 起業家同士の交流会を行い、互いに切磋琢磨し、スキルの向上を目指しました。

| ■研修生、インターンの受け入れ及びコーディネート | |
|--------------------------|--|
| 目的 | 当団体における実務を通じて、NPOへの理解を促進し、公共の担い手としてNPOの役割について学ぶ機会を提供する。 |
| 内容 | 各研修生が、日常業務を行いながら、有給職員を持つ非営利組織の活動の実態をより深く理解するためのプログラムを提供しました。 |
| 対象 | 自治体職員、大学生、社会的企業の起業を考える方 |
| 目標 | インターン受入人数：6名 |